

平成30年度

行政監査結果報告書

庁舎及び公の施設におけるバリアフリー対応について

平成31年2月12日

川崎市監査委員

目次

第1 監査の概要	1
第2 バリアフリー法令等の概要	2
1 バリアフリーに関する法令及び施策の流れ.....	2
2 建築物に関するバリアフリー法及び条例の関係.....	4
第3 調査結果	7
1 調査の対象・方法等.....	7
(1) 基礎調査(平成30年7月24日から8月8日).....	7
(2) 現地調査(平成30年8月24日から9月10日).....	7
(3) 窓口アンケート(平成30年11月6日から11月22日).....	7
2 調査結果の概要.....	8
(1) 基礎調査結果の概要.....	8
(2) 現地調査結果の概要.....	8
(3) 窓口アンケート結果の概要.....	10
3 本市に適用されるバリアフリー基準.....	10
(1) 国の基準と市の基準の整合.....	10
(2) 市の基準のホームページにおけるわかりやすい情報提供.....	11
4 ハード面のバリアフリーについて.....	13
(1) 新築等建築物が基準に適合していない事例.....	13
(2) 既存建築物が基準に適合していない事例及び運用面等に課題がある事例.....	13
5 ソフト面のバリアフリーについて.....	52
(1) 施設ホームページにおける情報提供.....	52
(2) 窓口におけるバリアフリー対応.....	52
(3) コミュニケーションツールの使用状況.....	56
第4 監査の結果	58
1 本市施設のバリアフリー化の推進及びバリアフリー基準について.....	58
(1) 本市施設のバリアフリー化の推進.....	58
(2) 本市に適用されるバリアフリー基準.....	58
2 ハード面のバリアフリーについて.....	60
(1) 新築等建築物が基準に適合していない事例.....	60
(2) 既存建築物が基準に適合していない事例及び運用面等に課題がある事例.....	60
3 ソフト面のバリアフリーについて.....	66
(1) 施設ホームページにおける情報提供.....	66
(2) 窓口におけるバリアフリー対応.....	66
巻末	69

第1 監査の概要

1 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に規定する事務の執行）

2 監査のテーマ

庁舎及び公の施設におけるバリアフリー対応について

3 監査の目的

高齢者、障害者等が施設を利用する際の利便性と安全性を向上させるため、国や市ではバリアフリー基準を定めている。バリアフリー基準への適合義務が課されるのは、バリアフリー法令施行後に建てられた建築物であり、法令施行前に建てられた既存の建築物については、バリアフリー基準への適合は努力義務にとどまる。しかしながら、本市においては、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、「かわさきパラムーブメント」を掲げ、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していることを踏まえ、庁舎や公の施設は民間建築物のバリアフリー化の模範となるべき施設といえ、既存の建築物といえども可能な限りバリアフリー化を図ることが望ましいと考えられる。

さらに、高齢者、障害者等が安心して施設を利用できるようには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」（ソフト面）も重要となる。

そこで、庁舎及び公の施設において、既存の建築物を中心にハード面のバリアフリー化がなされているか、施設職員のソフト面のバリアフリー対応が適切になされているか等を検証し、誰もが使いやすい施設の環境整備に資することを目的として監査を実施した。

4 監査の期間

平成30年6月1日から平成31年1月23日まで

5 監査の対象

まちづくり局、健康福祉局、各施設所管局区

6 監査の主な着眼点

- (1) バリアフリーに関する本市の基準は適切に周知されているか。
- (2) 施設（ハード面）は適切なバリアフリー化が図られているか。
- (3) 窓口対応（ソフト面）は障害者等への配慮がなされているか。

第2 バリアフリー法令等の概要

1 バリアフリーに関する法令及び施策の流れ

(1) バリアフリー法令の制定と強化

我が国では、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。）が施行され、全国的に高齢者、障害者等の利用に配慮した建築物の整備が進められることになった（表1）。制定当初のハートビル法には、バリアフリー化の措置に関して義務を定める規定が存在しなかった（努力義務を定める規定は存在した）が、平成14年に改正（平成15年施行）され、「特別特定建築物」に対し「利用円滑化基準」に適合させる義務が課されることになった。

一方、本市では、平成10年に「川崎市福祉のまちづくり条例」（平成9年条例第36号。以下「条例」という。）を施行し、市内の「公共的施設」に対し「川崎市福祉のまちづくり条例施行規則」（平成9年規則第103号。以下「条例規則」という。）で定める整備基準を遵守する義務を課した。平成15年にはハートビル法改正等を背景に、より高い水準の整備基準を盛り込んだ条例規則を改正施行した。

その後、平成18年には総合的なバリアフリー化を図るため、ハートビル法と高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」という。）が統合され、新たに「バリアフリー法」という。）が施行された。バリアフリー法（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）が施行された。バリアフリー法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）の建築物に関する規定については、ハートビル法から引き継いだ内容に加え、オストメイト用洗浄器具の設置など新たな基準内容が盛り込まれた。

これに伴い本市では、条例の整備基準の内容をバリアフリー法と同等以上の内容にするため、平成18年に条例規則を改正施行した。さらに、平成21年に条例を改正し、バリアフリー法に基づく委任規定を設け、バリアフリー法の基準を強化し、基準に適合させる義務を課す対象施設を拡大した。

(2) バリアフリー基本構想

交通バリアフリー法及び同法を引き継いだバリアフリー法では、市町村に対し、一定規模以上の駅等を中心とした地区を重点整備地区として、一体的なバリアフリー化を図る「バリアフリー基本構想」を策定する努力義務を課している。本市では、平成16年から平成29年までの間、市内54駅のうち17駅を対象に8地区について「バリアフリー基本構想」の策定及び改定を行った。

さらに、本市独自の取組として、基本構想を策定していない37駅（うち4駅は策定対象外）を対象に、バリアフリー法に基づく基本構想の考え方を踏まえながら、地区ごとにバリアフリー推進に向けた基本的な考え方を示す「バリアフリー推進構想」を策定し、「バリアフリー基本構想」と併せ、駅を中心としたバリアフリー化の積極的な推進を図っている。

(3) 障害者差別解消法の施行

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する

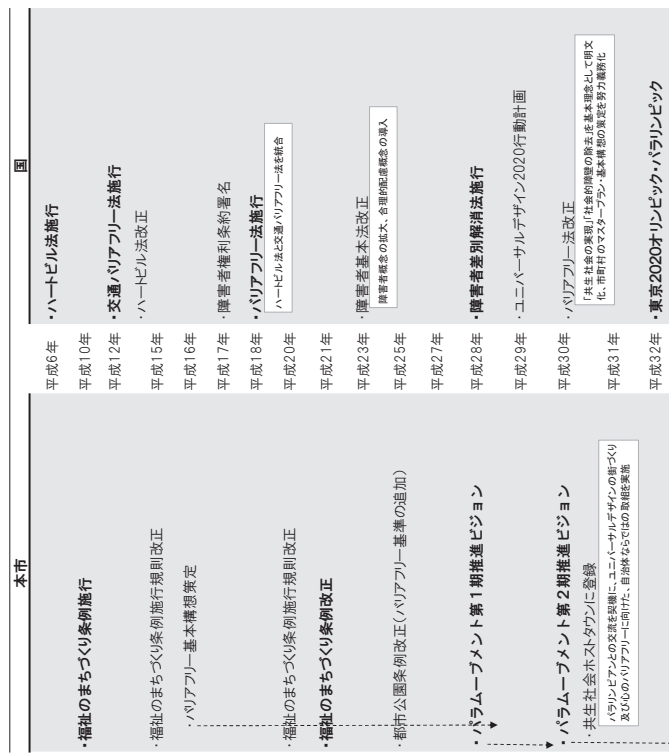
社会の実現を目指し、平成28年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行された。障害者差別解消法は、障害者に対し、障害を理由とした差別等を行う「不当な差別的取扱い」を禁止し、過重な負担がない範囲で社会的障壁を取り除く「合理的配慮の提供」を行政機関に対して義務化するとともに、事業者に対して努力義務化した。

(4) 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした取組

国では、平成29年にユニバーサルデザイン2020閣僚会議においてユニバーサルデザイン2020行動計画を決定した。同計画は、2020年パラリンピック競技大会を共生社会の実現に向けて人々の心のあり方を変える機会ととらえ、「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」を2本柱としている。

一方、本市では、かわさきパラムーブメント推進ビジョン（第1期：平成28年度から平成29年度、第2期：平成30年度から平成33年度）に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、「誰もが暮らしやすいまちづくり」を行う取組が進められている。

表1 本市及び国のバリアフリーに関する法令及び施策の流れ



2 建築物に関するバリアフリー法及び条例の関係

バリアフリー法及び条例は、高齢者、障害者等の利便や安全のため建築物等のバリアフリー化を進めるといふ目的を共にしているが、それぞれの基準内容、対象物の範囲、法的効果など様々な違いがあり、両者の関係は複雑となっていることから、次のとおり整理する。

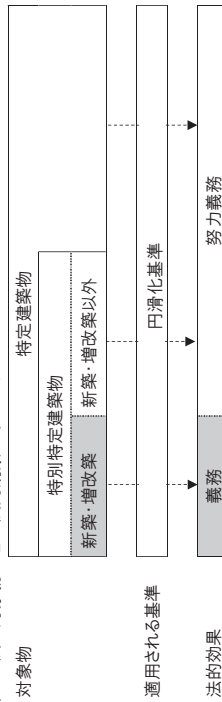
(1) バリアフリー法の対象物と法的効果

バリアフリー法は、建築物に関するバリアフリー基準として、政令により建築物移動等円滑化基準（以下「円滑化基準」という。）を定めている。バリアフリー法は、円滑化基準の対象物として、特定建築物と特別特定建築物を定めている（表2）。特定建築物は、学校、病院、事務所その他の多数の者が利用する政令で定める建築物であり、特別特定建築物は、特定建築物のうち、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものであって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものである。

バリアフリー法及び政令の適用については、特別特定建築物に対しては、新築、増改築等する場合、円滑化基準に適合させる義務が課され、それ以外の場合は、円滑化基準への適合は努力義務にとどまる（図1）。一方、特定建築物に対しては、新築等であるから円滑化基準に適合させる努力義務が課されている。

また、特別特定建築物を新築、増改築等する場合、円滑化基準への適合は、建築確認の要件にもなっているため、円滑化基準に適合させないと建築物を建てることができない。

図1 法の対象物ごとの法的効果のイメージ

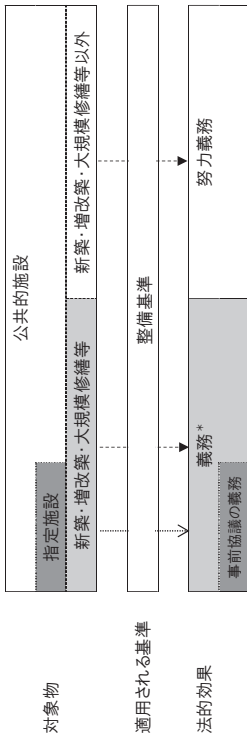


(2) 条例の対象物と法的効果

条例は、バリアフリー基準として、条例規則により「整備基準」を規定し、その対象として公共的施設を定めている（表3）。公共的施設は、建築物に加え、公共交通機関の施設、鉄道駅と一体となって利用される施設、道路、公園を含んでいる。

公共的施設については、新築、増改築、大規模修繕等を行う場合は、整備基準を遵守する義務が課され、それ以外の場合は、努力義務が課されている（図2）。さらに条例は、公共的施設の一部を指定施設（表3）として定め、新築等の場合、事前協議を義務付けている。

図 2 条例の対象物ごとの法的効果のイメージ



* 遵守義務。基準によっては努力義務のものがある。罰則等の強制力がない。

表 2 法の対象施設の施設区分 (抜粋)

特定建築物	特別特定建築物 (下線は条例の委任規定で拡張)
学校	特別支援学校、他の学校
病院、診療所	病院、診療所
集会所、公会堂	集会所、公会堂
卸売市場、百貨店等	百貨店等
ホテル、旅館	ホテル、旅館
事務所	保健所、税務署、官公署等
共同住宅、寄宿舎	共同住宅
老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等	老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等
老人福祉センター、児童厚生施設等	老人福祉センター、児童厚生施設等
体育館、水泳場等	体育館、水泳場等
博物館、美術館、図書館	博物館、美術館、図書館
飲食店、キャナル等	飲食店
理髪店、銀行等	理髪店、銀行等
公衆便所	公衆便所

* 面積要件あり

なお、特別特定建築物には、床面積の条件を課す場合の

み、義務化の対象となるものがある。

表 3 条例の対象施設の施設区分

公共的施設	指定施設
官公庁の施設	官公庁の施設
社会福祉施設	社会福祉施設
医療施設	医療施設
教育文化施設	教育文化施設
宿泊施設	宿泊施設*
商業施設	商業施設*
共同住宅	共同住宅*
事務所	事務所*
公共交通機関	公共交通機関
駅一体利用施設	駅一体利用施設
上に準ずる施設	上に準ずる施設*
道路	
公園	

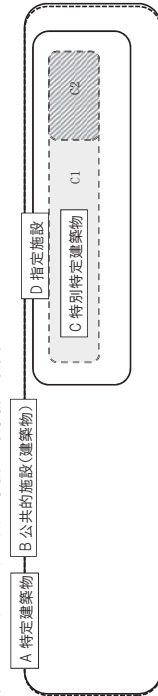
(3) バリアフリー法と条例の関係

ア 対象施設

バリアフリー法と条例の対象物の関係について、建築物に限定した場合、特定建築物（バリアフリー法）と公共的施設（条例）の対象範囲は重なっている（図 3 の A, B）。

また、バリアフリー法により新築等の場合に円滑化基準に適合する義務が課される特別特定建築物*は、条例により新築等の場合に事前協議が課される指定施設に包含される（図 3 の C, D）。
* 特別特定建築物は、バリアフリー法から委任を受けた条例の規定で範囲が拡張されている（図 3 の C2）。

図 3 バリアフリー法と条例の対象物の範囲のイメージ



イ 法的効果

バリアフリー法と条例は、義務化の対象範囲と義務の効果の程度に違いがある。
前述のとおり、バリアフリー法、条例共に新築等の場合には、バリアフリー基準に適合させる義務が課される施設がある。しかしながら、バリアフリー法で円滑化基準への適合が義務付けられる施設が特別特定建築物であるのに対し、条例で整備基準の遵守について義務が課される施設は公共的施設であり、条例の方が義務化の対象範囲が広くなっている。

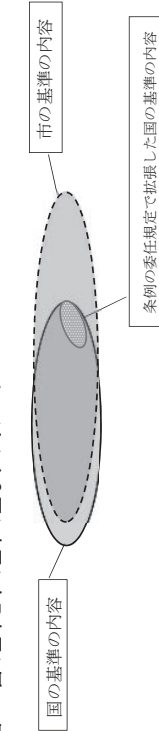
また、バリアフリー法で円滑化基準への適合が義務付けられる建築物については、当該基準への適合が建築確認の要件となっているため、基準を満たさない場合、建築物を建てることできない。一方、条例では、整備基準を遵守する義務が課される建築物について、建築確認とのつながりはなく、整備基準への適合は建築確認の要件とはなっていない。また、指定施設以外については事前協議の義務がないため、バリアフリーの制度所管によるチェックを受けない。

ウ バリアフリー基準

国の基準である円滑化基準と市の基準である整備基準は、共通する内容は多いものの、市の基準（整備基準）は、国の基準（円滑化基準）を完全に網羅していない（図 4）。

なお、国の基準（円滑化基準）は、一部、条例の委任規定により拡張されている。

図 4 国の基準と市の基準の重なりイメージ



第3 調査結果

1 調査の対象・方法等

(1) 基礎調査 (平成30年7月24日から8月8日)

ア 趣旨・対象

現地調査対象を選定する上での基礎的な情報を把握するため、本市施設のうち、特別特定建築物¹と考えられる246施設²について、図面等の提出を求めた。

*1 政令で定める対象物を対象とした(条例委任規定により拡張された対象物は含まない)。

*2 過去の行政監査 (H27 駐車場、H29 AED) で対象とした施設等722施設から抽出した。

イ 調査内容

車いす使用者用駐車区画、多機能トイレ、車いす対応エレベーター、階段、傾斜路の数など

(2) 現地調査 (平成30年8月24日から9月10日)

ア 趣旨・対象

基礎調査対象246施設から、次の視点により75施設(「巻末1 現地調査施設一覧」参照)を抽出して、施設のバリアフリー状況を確認する現地調査を行った。

○不特定多数が利用する施設(区役所、支所・出張所、病院、市民館、図書館など)

○基準不適合のおそれがあると考えられる施設(図面等から入口や階段に点字ブロックがないと想定される施設など)

○その他(施設の利用人数の多寡、所管局区や所在区のバランスなど)

イ 調査内容

駐車場、施設入口(道～案内所)、階段、スロープ、エレベーター、トイレ、窓口などについて、点字ブロックや手すりなど建築物の構造部以外の部分(既存建築物でも改修が比較的容易な部分)の確認*

* 施設の造りや設備等によって確認項目は異なる。

(3) 窓口アンケート (平成30年11月6日から11月22日)

ア 趣旨・対象

窓口職員におけるバリアフリーに関する基本的な知識等を確認するため、区役所及び市税事務所の職員*を対象にeラーニングによるアンケート調査を実施した。

* 各区役所の区民課、保険年金課、高齢・障害課及び各市税事務所の職員。なお、支所・出張所及びこすぎ市税分署については、それぞれ区役所及び市税事務所と規模、窓口の構造等が異なることから対象外とした。

イ 調査内容

バリアフリーに関する基本的な知識、障害者とのコミュニケーションツールの使用状況、障害者対応に関する研修の受講状況など(詳細は「巻末2 窓口職員アンケートの質問一覧」参照)

2 調査結果の概要
(1) 基礎調査結果の概要

ア 対象施設数

特別特定建築物は、不特定多数が利用し、又は高齢者、障害者等が主として利用する特定建築物であって、バリアフリー化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう(バリアフリー法21⑦)。

基礎調査の対象246施設について、不特定多数が利用する施設は158施設、高齢者が主として利用する施設は66施設、障害者が主として利用する施設は22施設であった(表4)。

表4 【基礎調査対象施設】施設種類の施設数

不特定多数	高齢者	障害者	合計
158	66	22	246

(2) 現地調査結果の概要

ア 対象施設数

現地調査の対象75施設について、不特定多数が利用する施設は64施設、高齢者が主として利用する施設は7施設、障害者が主として利用する施設は4施設であった(表5)。

表5 【現地調査対象施設】施設種類の施設数

不特定多数	高齢者	障害者	合計
64	7	4	75

イ バリアフリー基準への適合状況

現地調査の対象75施設のうち、バリアフリー法令等施行後¹に新築等がなされ基準へ適合する義務が課される建築物(以下「新築等建築物」という。)は20施設、基準に適合する努力義務が課される新築等建築物以外の建築物²(以下「既存建築物」という。)は55施設であった(表6)。

*1 法令等の施行時点は、基準内容に義務が課された時点。原則として、円滑化基準(法)についてはハートビル法改正施行時(平成15年)、整備基準(条例)については条例施行時(平成10年)。

*2 法改正施行時(平成15年)及び条例施行時(平成10年)の基準には適合しているが、施行後に改正された基準のみに対して不適合である施設については、既存建築物とした。

表6 【現地調査対象施設】新築等建築物及び既存建築物の施設数

新築等建築物	既存建築物	合計
20	55	75

(3) 窓アアンケート結果の概要
窓アアンケートの対象者949人中、719人から回答が得られ、そのうち一定以上の不備のある回答を除いた有効回答数は704(有効回答率74%)であった(表7)。

表7 窓アアンケートの有効回答率

(a)対象者数	(b)回答者数	(c)有効回答数*	回答率(b)/(a)	有効回答率(c)/(a)
949	719	704	76%	74%

*一定以上の不備がある回答を除いたもの

3 本市に適用されるバリアフリー基準

(1) 国の基準と市の基準の整合

本市に所在する建築物に適用されるバリアフリー基準には、前述のとおり*1国の基準である円滑化基準、市の基準である整備基準の2つがある。市の基準は、国の基準と適用対象が一部異なっており、国の基準を完全に網羅していない。

表8は、市の基準、国の基準それぞれにおいて、階段に手すりの設置を要する場合は、市の基準では、1以上の指定する敷地内通路(以下「指定の敷地内通路」という。)にある階段に対して手すりを必要としているが、それ以外の敷地内通路については、手すりの設置を必要としない(条例規則別表第2の1(4),6(3))。一方、国の基準では、指定の敷地内通路であるかどうかに関わらず、敷地内通路の階段*2において手すりを必要としている(政令16②イ)。

表9は、市の基準、国の基準それぞれにおいて、段を識別しやすいよう踏面(ふみづら)の端部(段鼻(だんばな))の色をその周囲と変えることを要する場合は、市の基準では、指定の敷地内通路にある階段に対して踏面の端部(段鼻)の色をその周囲と変えることを必要としているが、それ以外の敷地内通路については、必要としない(条例規則別表第2の1(4),6(5))。一方、国の基準では、指定の敷地内通路であるかどうかに関わらず、敷地内通路の階段*2において、踏面の端部(段鼻)の色をその周囲と変えることを必要としている(政令16②ロ)。

表10は、市の基準、国の基準それぞれにおいて、階段に接する敷地内通路及び廊下等(外部出入口から利用居室に至るもの)に点字ブロックの敷設を要する場合は、設置箇所について2つの違いがある。まず、市の基準では、階段に接する敷地内通路又は廊下の上端及び下端に点字ブロックの敷設を必要としている(条例規則別表第2の20(1)イ)が、国の基準では、下端には必要とせず上端のみ必要としている(政令11②,21Ⅱ②ロ)。次に、市の基準では、階段に接する1以上の指定する廊下等(以下「指定の廊下等」という。)については点字ブロックの敷設を必要とし、それ以外の廊下等については、点字ブロックの敷設を必要としない(条例規則別表第2の20(1)オ)。しかし、国の基準では、指定の廊下等であるかどうかに関わらず、階段の上端に接する廊下等*3には点字ブロックの敷設を必要としている(政令11②)。

*1 「第2 バリアフリー法令等の概要 2 建築物に関するバリアフリー法及び条例の関係」 参照

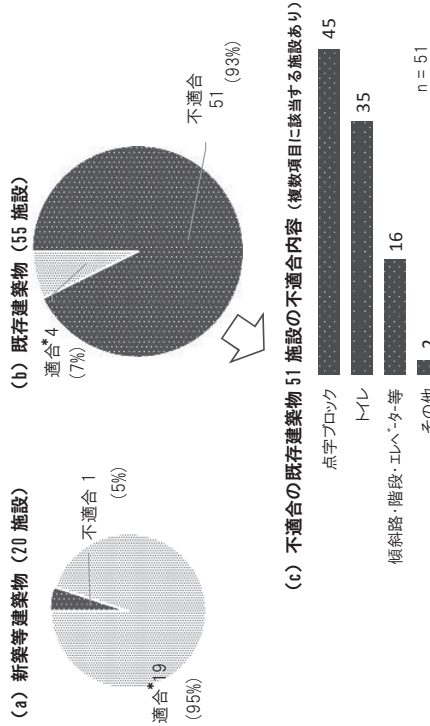
*2 不特定多数、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの

*3 不特定多数、又は主として視覚障害者が利用するもの

現地調査により各施設のバリアフリー基準への適合状況を確認したところ、基準不適合が確認された施設は、新築等建築物の20施設(5%)、既存建築物55施設(93%)において51施設(93%)であった(図5(a), (b))。基準不適合が確認された既存建築物の不適合内容については、点字ブロックに関するものが45施設、トイレに関するものが35施設などであった(図5(c))。

また、点字ブロックの上に物を置くなど、バリアフリー基準等の趣旨に照らし、運用等での課題があった施設は、新築等建築物で8施設(40%)、既存建築物で35施設(64%)確認された(図6)。

図5 現地調査対象施設の基準適合状況



* 適合・基準不適合が確認されていないという意味。現地調査では、基準の全項目を調べたわけではない。

図6 現地調査対象施設の運用面等の課題(点字ブロックの上に物を置くなど)の有無

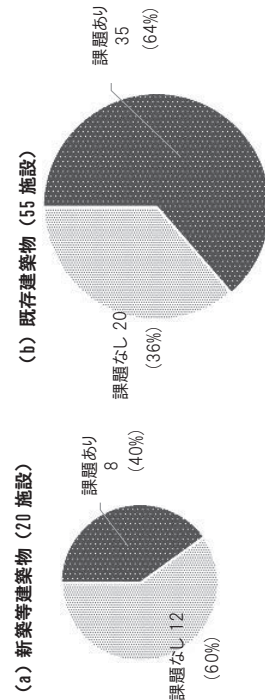


図7 条例及びびバリアフリー基準(整備基準)に関する本市のホームページの状況

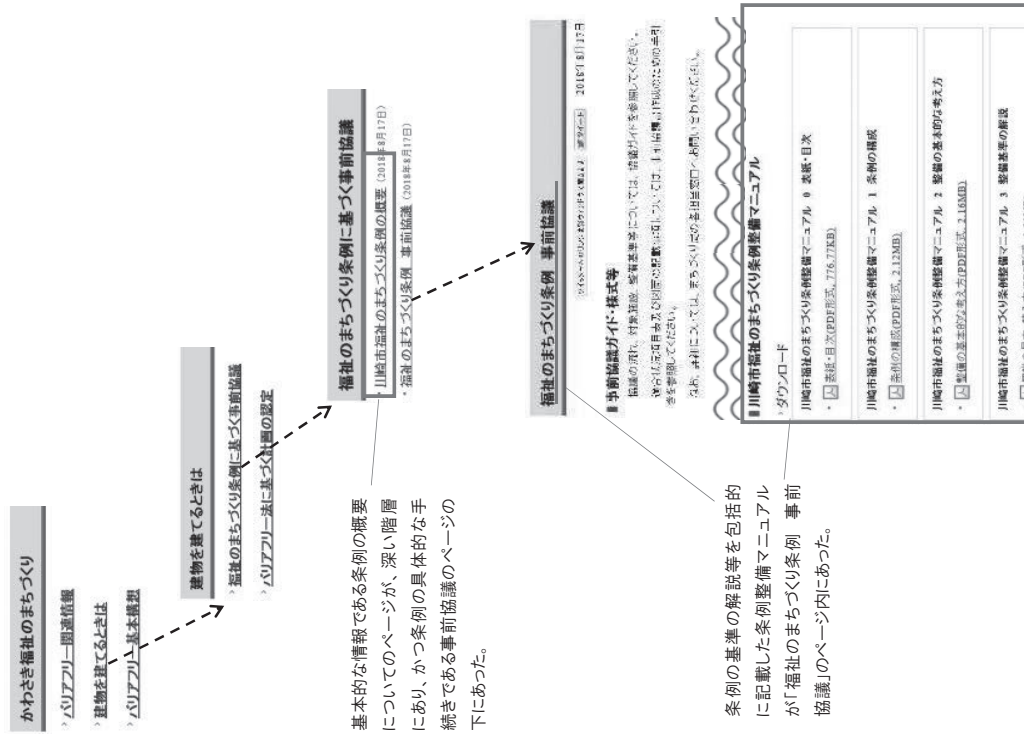


表8 各基準において、階段に手すりを必要とする場合

	市の基準	国の基準
1以上の指定する敷地内通路の階段	必要	必要
その他の敷地内通路の階段	不要	必要
建物内の階段(踊場以外)	必要	必要
建物内の階段(踊場)	必要	必要

・不特定多数又は高齢者・障害者等が主に使用する階段であることが前提
*元々の国の基準では不要であるが、条例委任規定により上乗せされている。

表9 各基準において、階段の端面の端部(段鼻)の色をその周囲と変えることを必要とする場合

	市の基準	国の基準
1以上の指定する敷地内通路の階段	必要	必要
その他の敷地内通路の階段	不要	必要
建物内の階段	必要	必要

・不特定多数又は高齢者・障害者等が主に使用する階段であることが前提

表10 各基準において、階段に接する敷地内通路・廊下等に点字ブロックの敷設を必要とする場合

	市の基準	国の基準
上端に接する	必要	必要
1以上の指定する敷地内通路	必要	必要
その他の敷地内通路	不要	不要
下端に接する	必要	不要
1以上の指定する敷地内通路	必要	不要
その他の敷地内通路	不要	不要
上端に接する	必要	必要
1以上の指定する廊下等(外部出入口*から利用居室に至るもの)	必要	必要
その他の廊下等	不要	必要
下端に接する	必要	不要
1以上の指定する廊下等(外部出入口*から利用居室に至るもの)	必要	必要
その他の廊下等	不要	不要

・不特定多数又は視覚障害者が主に使用する階段であることが前提
*地上又は駐車場に通ずる出入口のうち指定した1以上のもの。

(2) 市の基準のホームページにおけるわかりやすい情報提供

条例及びバリアフリー基準(整備基準)について、条例を所管するまちづくり局では、本市ホームページにおいて情報提供を行っている。しかしながら、条例の解説や望ましい基準を記載した『川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル(平成21年度改定版)』(以下「条例整備マニュアル」という。)が『福祉のまちづくり条例 事前協議』という一目でわかりにくいタイトルのページにある、条例の概要といった基本的な情報が深い階層にあるなど、ホームページの構成に課題があった(図7)。

4 ハード面のバリアフリーについて

現地調査では、法令等によりバリアフリー基準に適合させる義務のある**新築等建築物が基準に適合していない事例**、基準に適合させる努力義務がある**既存建築物が基準に適合していない事例**、点字ブロックの上に物を置くなどの**運用面等に課題がある事例**が確認された。

(1) 新築等建築物が基準に適合していない事例

ア 敷地内通路の階段の手すり

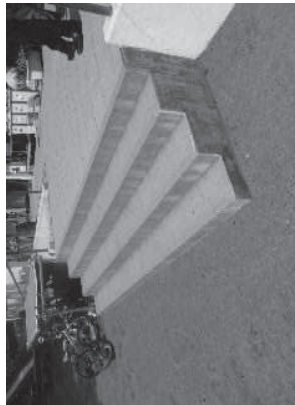
市の基準では、指定の敷地内通路の階段には、手すりを設置しなければならないとし(条例規則別表第2の1(4)、6(3))、国の基準では、指定の敷地内通路であるかどうかに関わらず、敷地内通路の階段*1について、手すりを設置しなければならないとしている(政令16②イ)。

新築等建築物である菅生こども文化センター*2において、指定の敷地内通路ではない敷地内通路上の階段に手すりが設置されていなかった(図8)。

*1 不特定多数、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの

*2 2011年(平成23年)3月に建築された、こども文化センターは児童厚生施設(社会福祉施設)に該当する。

図8 敷地内通路の階段に手すりが設置されていない(菅生こども文化センター)



(2) 既存建築物が基準に適合していない事例及び運用面等に課題がある事例

ア 車いす使用者の動線

(ア) 車いす使用者用駐車区画から施設入口まで

a 排水溝の溝ぶた(グレーチング)等

指定の敷地内通路においては、排水溝の溝ぶた(以下「グレーチング」という。)は、つえや車いすの前輪などが落ち込まない構造(細目)である必要がある(条例規則別表第2の1(5); 図9)。指定の敷地内通路以外においても、車いす利用者等の利用が見込まれる通路上の溝ぶたは、同様の構造であることが望ましい。

車いす使用者用駐車区画から駐車場を出るまでに、目の粗いグレーチングを通行する必要がある施設があった(図10)。また、王禅寺余熱利用市民施設(ヨネツァテイー王禅寺)では、駐車場に車いす使用者が利用できる歩道等がなく*、駐車場入口のゲートバーの下を潜り抜

けないと車いす使用者が駐車場の外に出ることができない構造となっていた(図11)。

* 駐車場内に歩道があるものの、歩道まで車いす使用者の通行の支障となる2cmを超える段差があり、また駐車車両の車体の一部が歩道にはみ出ししているため、車いす使用者が利用することができない。

図9 グレーチングの目



図10 目の粗いグレーチング

(a)市役所第3庁舎

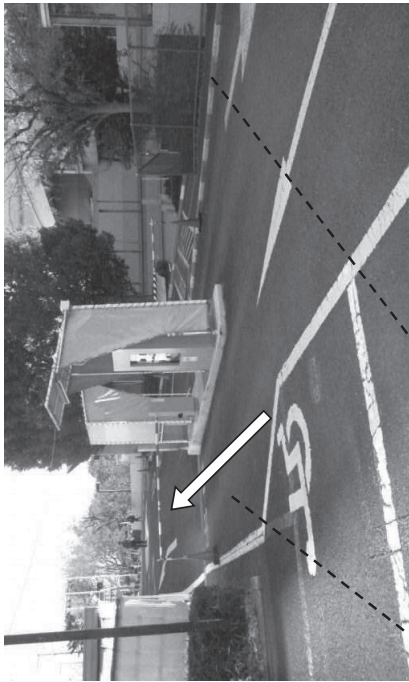


(b)労働会館(サンピアンかわさき)



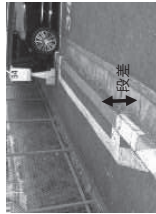
ほか同様の事例:港湾振興会館(川崎マリエン)、千代ヶ丘老人いこいの家

図 11 車道と歩道の段差があり、車いす使用者はゲートバーを潜り抜けないといけない
(王禅寺 糸織利用市民施設(ヨネッティ-王禅寺))



◆車いす使用者は、ゲートバーの下を潜って、施設まで行き来している。

◆車道と歩道の間に段差があり、車いす使用者が歩道の上上がれない。また、駐車車の車体の一部が歩道にはみ出していた。



b 障害物等

車いす使用者用駐車区画に、車いす使用者用駐車区画とは無関係の看板が置いてある施設があった(図 12)。また、北部リハビリテーションにおいては、複数の車いす使用者用駐車区画があるものの、規定に合う寸法の区画が1つしかなく、なおかつその区画に施設の車両が駐車され、乗降スペースに斜植えが置かれていた(図 13)。

図 12 車いす使用者用駐車区画に無関係の看板(麻生区役所)



図 13 車いす使用者用駐車区画に斜植え(北部リハビリテーションセンター)



複数台の車いす使用者用駐車区画があったものの、規定に合う寸法(幅 370cm 以上、奥行 500cm 以上)の区画は左四角で示す1区画のみであった。

* 条例規則別表第 2 の 9(1)

現地調査時には、この区画に当該施設の車両が駐車しており、訪問者が利用することができない状態であった。また、乗降スペースに斜植えが置かれていた。



(イ) 施設入口周辺の段差

直接地上又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ 1 以上の出入口は、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこととされている(条例規則別表第 2 の 2(2))。また、敷地内通路において 2 cm を超える高低差がある場合には、傾斜路等により解消することとされている(条例規則別表第 2 の 1(3)、5(1))。

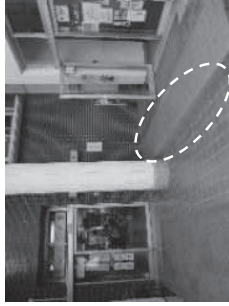
調査の結果、施設入口において、車いす使用者等の支障となる 2 cm を超える段差が生じていた施設が 2 施設あった(図 14)。

図 14 施設入口周辺における車いす使用者等の支障となる段差

(a) 幸区道路公園センター



(b) 平こども文化センター



(ウ) 窓口・廊下等

受付窓口等にカウンターを設ける場合は、1以上のカウンターは、車いす使用者が円滑に利用できるよう、下部に車いす使用者のひざ等が入るけこみを設けたローカウンターを設けることとされている。(条例規則別表第2の15)。

調査の結果、ローカウンターの下部にけこみが設けられていたが、けこみに物を置いていた施設があった(図15)。

また、窓口前の通路に立て看板がはみ出て、通行の妨げになっていた施設があった(図16)。

図 15 ローカウンターのけこみに物を置いていた(登戸行政サービスコーナー)



図 16 窓口前の通路に立て看板がはみ出ていた(麻生区役所)



イ 傾斜路・階段・エレベーター等

(ア) 手すり

敷地内通路及び建物内の傾斜路と階段には、手すりを設置する必要がある(政令12①、13①、16②イ、16③イ; 条例規則別表第2の1(3)、1(4)、4(3)、5(1)エ、6(3))。また、社会福祉施設及び医療施設においては、廊下等に手すりを設置する必要がある(条例規則別表第2の4(4))。

調査の結果、傾斜路、階段又は廊下の一部に手すりがなかった施設が12施設(図17から図20)、手すりを設置しているものの、途中で消滅している階段又は傾斜路がある施設が2施設あった(図21)。また、階段の手すりの設置位置が利用者の利便に合っていないと考えられる施設が2施設あった(図22)。

さらに、傾斜路内に植栽が入り込んでいる事例(図23)があった。

図 17 敷地内通路の傾斜路に手すりがない

(a) 川崎区役所田島支所



(b) 南部身体障害者福祉会館



(c) 市民プラザ



(d) 堤根余熱利用市民施設(ヨネツティイ堤根)



(e) 北部サービスセンター(水道)



(f) 中部サービスセンター(水道)



図 18 敷地内通路の階段に手すりが無い

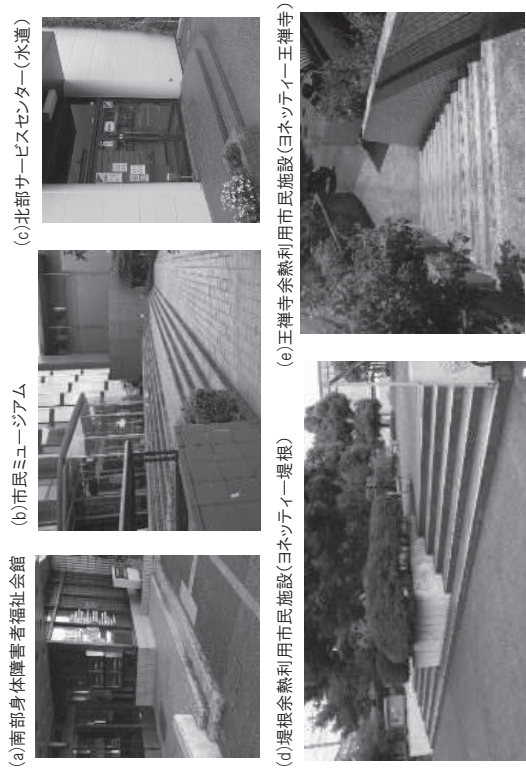


図 19 建物内の傾斜路・階段に手すりが無い(港湾振興会館(川崎マリエン))



図 20 廊下に手すりが無い



図 21 傾斜路又は階段の手すりが途中で消滅

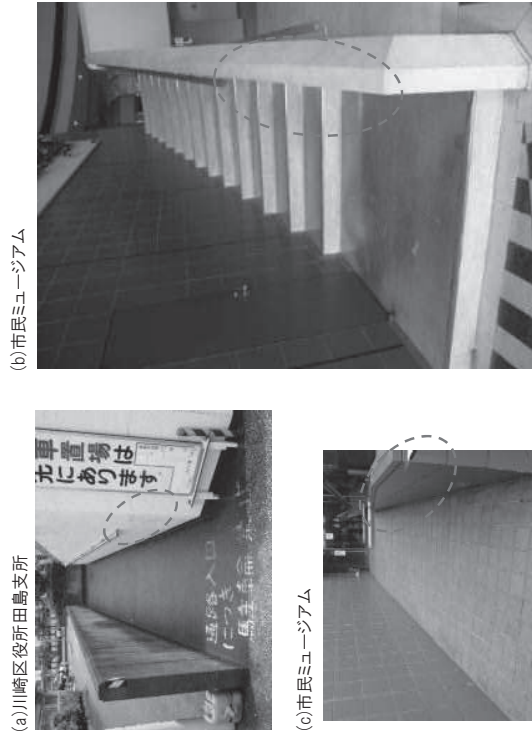


図 22 手すりの設置位置が不適切

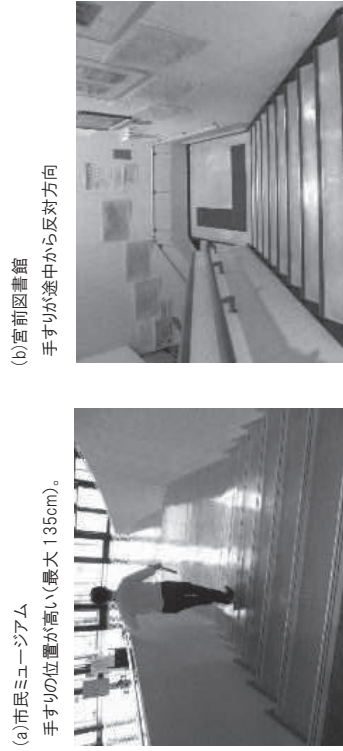


図 23 傾斜路に植栽が入り込んでいる

(a)石川記念武道館



(b)北部サービスセンター(水道)



(イ) 階段の踏面の端部(段鼻)の色

敷地内通路及び建物内の階段は、段を踏み外さないよう、踏面の端部(段鼻)とその周囲の部分との色の明度等の差の大きいものとするので、段を容易に識別できるものとする必要がある(政令12③、16②ロ; 条例規則別表第2の1(4)、6(5))。

調査の結果、踏面の端部(段鼻)とその周囲の色が同一である階段のある施設が6施設あった(図24)。

図 24 階段の踏面の端部(段鼻)とその周囲の色が同一

(a)日吉合同庁舎



(b)南部身体障害者福祉会館



(c)宮前区役所



(d)かわさきエコ暮らし未来館



ほか同様の事例:
入江崎余熱利用プール、市民ミュージアム

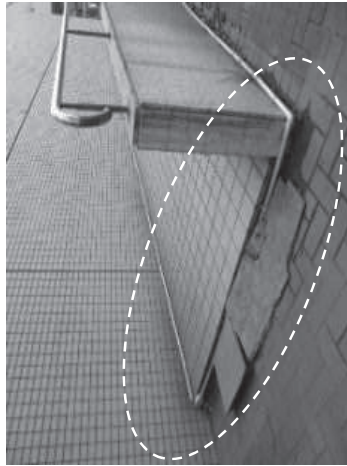
(ウ) 傾斜路の下端の段差

指定の敷地内通路において、2cmを超える高低差が生じた場合、傾斜路等により高低差を解消する必要がある(条例規則別表第2の1(3)、5(1))。指定の敷地内通路以外の敷地内通路においても、傾斜路など車いす使用者の通行を想定した措置が取られた場所には、2cmを超える段差が生じていないことが求められる。

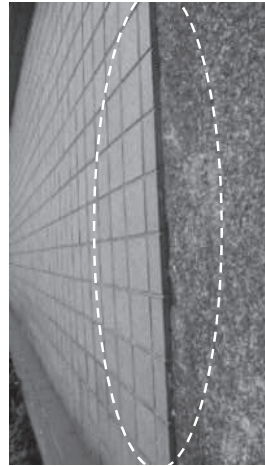
調査の結果、敷地内通路上の傾斜路の下端に2cmを超える段差が生じていた施設が2施設あった(図25)。

図 25 傾斜路の下端に2cmを超える段差がある

(a)入江崎余熱利用プール



(b)市民ミュージアム*



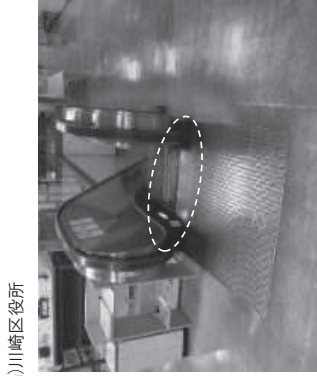
*指定の敷地内通路ではないと考えられる。

(エ) エレベーターの押ボタンの点字表示

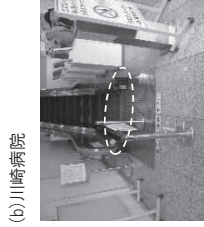
バリアフリー対応のエレベーターには、かご内及び乗降ロビーの押ボタン等に点字による操作及び階数を表示する必要がある(政令18II⑤リ; 条例規則別表第2の7(1)ケ)。

調査の結果、エレベーターのかご内において、押ボタンの下に付された階数を表示する点字がはがれていた事例、乗降ロビーの押ボタンに付された点字が掲示物により隠れていた事例があった(図26)。

図 28 くし板がステップ部と区別しやすい色になっていない



(a)川崎区役所



ほか同様の事例:高津市民館、市民ミュージアム

ウ 点字ブロック

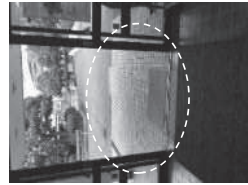
(ア) 点字ブロックが全く敷設されていない

道等から館内の受付又は案内板までの特定の敷地内通路・廊下において、点字ブロックを適切な場所に敷設する必要がある(政令21II①; 条例規則別表第2の20(1))。また、建物内では、視覚障害者に階段等の位置を知らせ、安全かつ円滑に利用できるようにするため、階段・傾斜路の上端、下端、踊場とエレベーターロービーの操作盤前に、点字ブロックを敷設する必要がある(政令11②、12⑤、13④、21II②③; 条例規則別表第2の20(1))。

調査の結果、施設内に点字ブロックが全く敷設されていない施設が13施設あった(図29)。

図 29 施設内に点字ブロックが全く敷設されていない

(a)梶根糸糸利用市民施設(ヨネッティイ提根)



(b)高津老人いこいの家



ほか同様の事例:小杉行政サービスコーナー、普行政サービスコーナー、新城こども文化センター、菅こども文化センター、平こども文化センター、宮前平こども文化センター、石川記念武道館、千代ヶ丘老人いこいの家、平老人いこいの家、南部サービスセンター(水道)、北部サービスセンター(水道)

図 26 押ボタンの点字表示が機能していなかった事例(多摩区役所)



押ボタンの点字表示が掲示物により隠れていた。



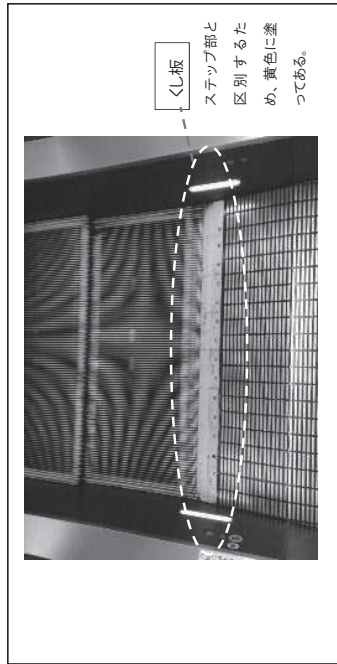
点字表示がはがれていた。

(オ) エスカレーターのかし板の色

エスカレーターを設ける場合、くし板をステップ部と区別しやすい色とする必要がある(条例規則別表第2の20(4); 図27)。

調査の結果、エスカレーターのくし板がステップ部と区別しやすい色になっていない施設が4施設あった(図28)。

図 27 エスカレーターのかし板の色



くし板
ステップ部と区別するた
め、黄色に塗
ってある。

(イ) 点字ブロックの不適切な敷設等

a 種類・向き等

点字ブロックには、進行方向を示す線状ブロックと危険箇所や誘導対象物等の位置を示す点状ブロックがあり、両者を適切に組み合わせることで適切な場所に敷設する必要がある(政令11②、12⑤、13④、21Ⅱ；条則規則別表第2の20(1)；図30)。

調査の結果、本来、線状ブロックにより進行方向を示すべきとされる位置に点状ブロックを敷設していた施設が5施設あった(図31)。一方、本来点状ブロックにより扉の存在を警告すべき位置に線状ブロックを敷設していた施設が4施設あった(図32)。また、点字ブロックの向きや貼り方が不適切な施設が2施設あった(図33)。

図 30 線状ブロック・点状ブロック及び適切な敷設の仕方の例

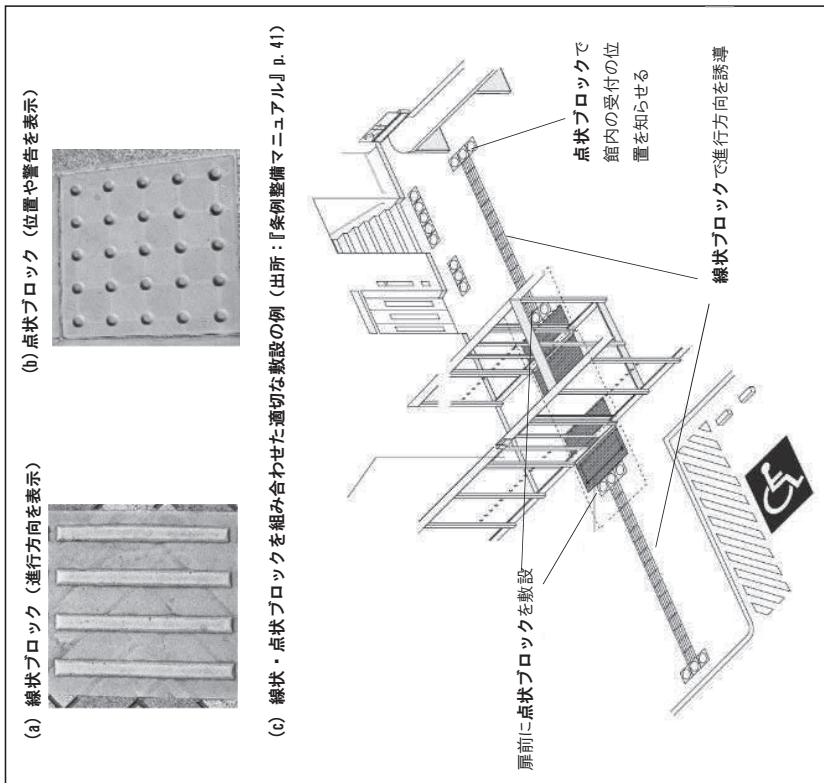
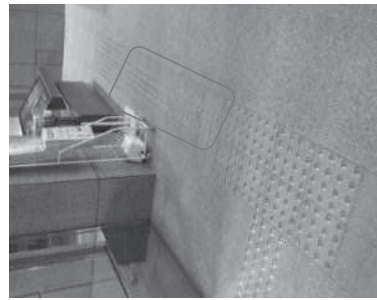


図 31 線状ブロックを敷設すべき位置に点状ブロックを敷設

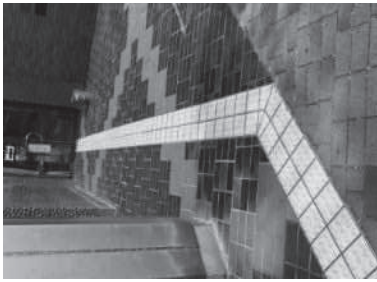
(a)川崎区役所大師支所



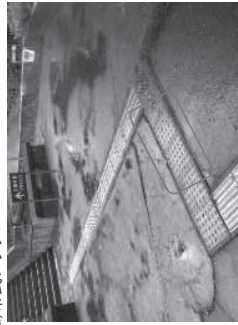
(b)市役所第3庁舎



(c)労働会館(サンピアんかわさき)



(d)市民プラザ



(e)中原区役所

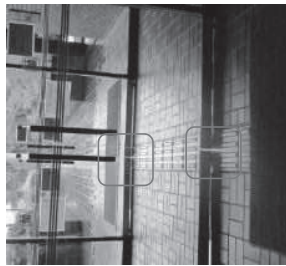


図 32 点状ブロックを敷設すべき位置に線状ブロックを敷設

(a)川崎区役所田島支所



(c)市民プラザ



(d)市民ミュージアム



図 33 敷設の向きや位置が不適切

(a)入江崎余熱利用プール



(b)中部サービスマンセンター(水連)



b 色

点状ブロックは、周囲の床面との明度等の差が大きいためにより容易に識別できるものとされている(政令21Ⅱ①; 条例規則別表第2の20(1))。

調査の結果、点状ブロックの色が床面と同一であった施設が11施設あった(図34)。

図 34 点状ブロックの色が床面と同一

(a)市役所第3庁舎



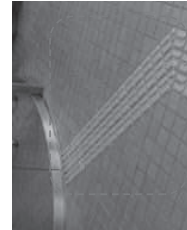
(b)教育文化会館大師分館



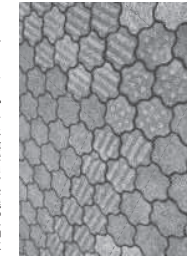
(c)麻生市民館



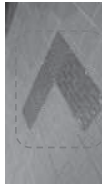
(d)麻生スポーツセンター



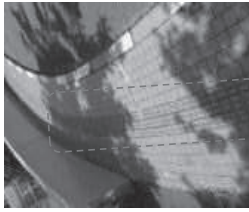
(e)港湾振興会館(川崎マリエン)



(f)宮前市民館



(g)王禅寺余熱利用市民施設(ヨネッテイ-王禅寺)



(h)総合福祉センター(エポックなかばら)



(i)中央支援学校



(j)かわさきエコ暮らし未来館



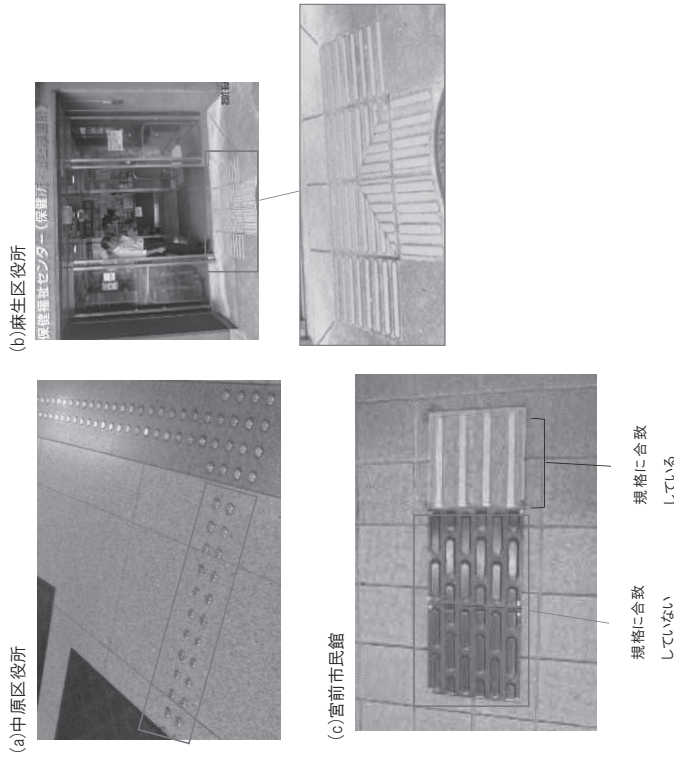
(k)南部身体障害者福祉会館



c 規格

点字ブロックは、平成13年にJIS規格(日本工業規格)が定められ、市の基準においては、点字ブロックの構造は、JIS規格の構造としている(『条例整備マニュアル』p.88)。調査の結果、JIS規格に合致していない点字ブロックを敷設している施設があった(図35)。

図35 規格に合致していない点字ブロックの例



d 途絶・部分的な敷設

(a) 館内の受付等までの敷地内通路・廊下等
道等から館内の受付又は案内板までの特定の敷地内通路・廊下等において、点字ブロックを適切な場所に設置する必要がある(政令21Ⅱ①；条例規則別表第2の20(11))。点字ブロックを連続させずに敷設していた施設(図36)、施設入口の扉に至る前で途絶していた施設(図37)、館内の受付等に至る前で途絶していた施設(図38)など受付等まで点字ブロックの誘導がない施設が14施設あった。

図36 点字ブロックを連続させずに敷設

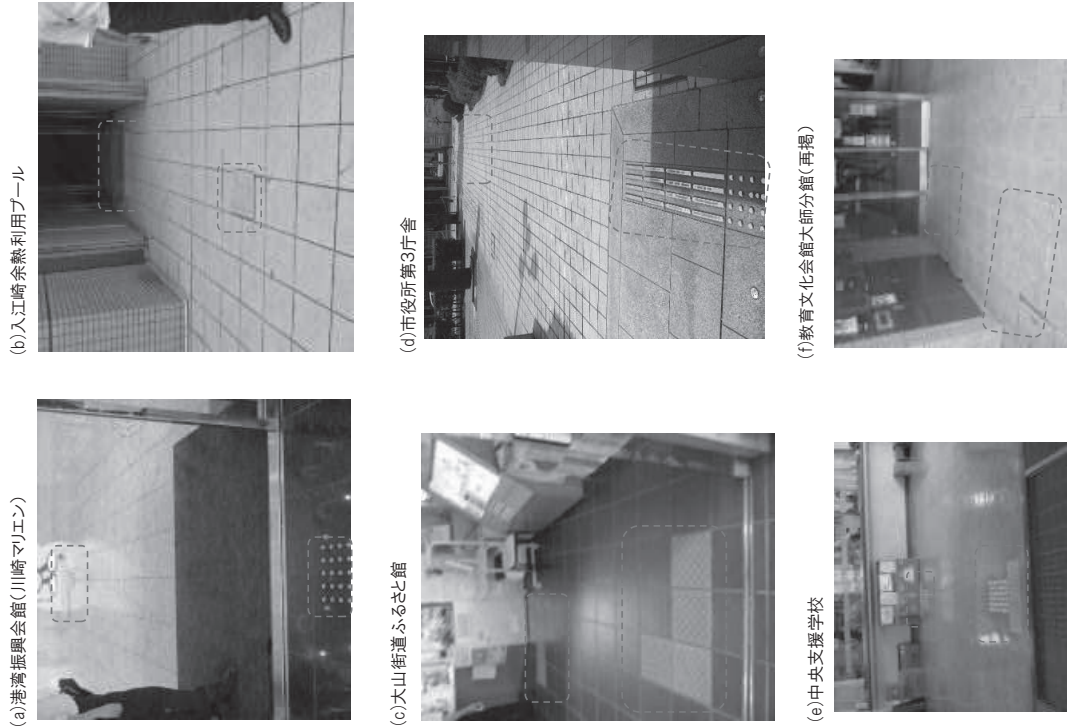


図 37 施設入口の扉に至る前で点字ブロックが途絶

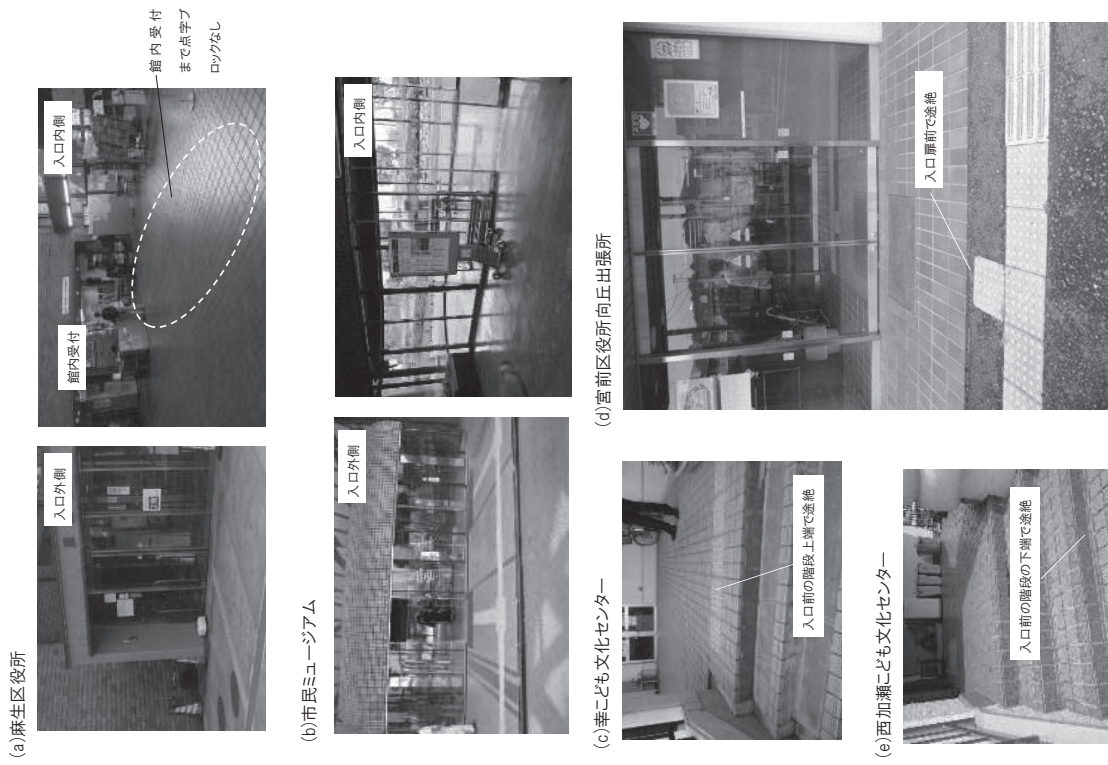
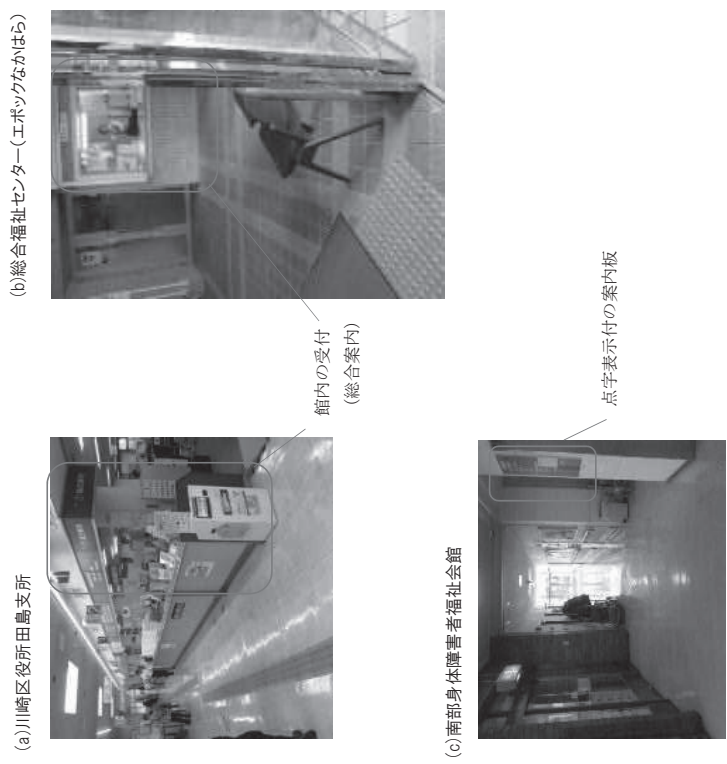


図 38 点字ブロックが館内の受付等まで至る前で途絶



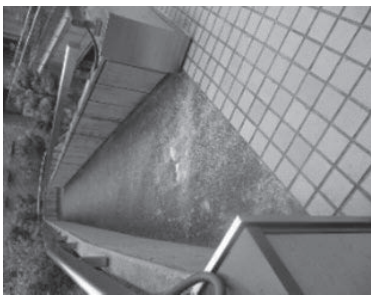
(b) 建物内等

建物内や敷地内通路では、視覚障害者に階段等の位置を知らせ、安全かつ円滑に利用できるようにするため、階段・傾斜路の上端、下端、踊場とエレベーターロビーの操作盤前に、点字ブロックを敷設する必要がある(政令 11②, 12⑤, 13④, 21Ⅱ②ロ; 条規規則別表第2の20(1)エ, オ, カ)。

調査の結果、敷地内通路の階段・傾斜路の上端に点字ブロックのない施設が3施設(図39)、建物内の階段・傾斜路の上端に点字ブロックのない施設が7施設(図40)あった。また、階段・傾斜路の下端及び踊場に点字ブロックがない施設が9施設(図41)、エレベーターロビーの操作盤前に点字ブロックがない施設が8施設あった(図42)。

図 39 敷地内通路の階段・傾斜路の上端に点状ブロックがない

(a) 麻生区役所



(b) 西加瀬こども文化センター



(c) 入江崎余熱利用プール

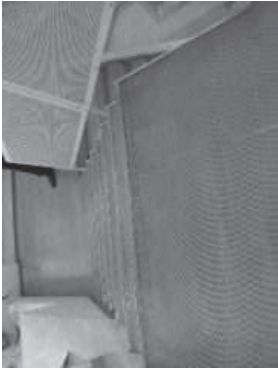


図 40 建物内の階段・傾斜路の上端に点状ブロックがない

(a) 港湾振興会館(川崎マリエン)



(b) 大山街道ふるさと館



(c) 宮前市民館



(d) 高津市民館



ほか同様の事例：中原区役所、川崎病院、中央支援学校